

新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い解雇等された方への 市営住宅一時提供期間の延長及び申込受付期間の再延長について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴う解雇等により、住まいの確保が困難となった方に市営住宅の一時提供を行っていますが、現在の状況等を踏まえ、一時提供期間を最長 24 か月まで延長し、申込受付期間を令和4年3月31日（木）まで再延長します。

1 提供住宅

- (1) 戸数 50戸（このうち、2月26日（金）現在で14戸が入居中）
- (2) 対象住宅 裏面のとおり

2 入居条件

(1) 入居資格

次の全てを満たすことを条件とします。

- ア 横浜市内に在住または在勤していること（今回、解雇された方を含む）
- イ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い、雇用先から解雇等により現に居住している住宅から退去を余儀なくされていること

(2) 一時提供期間【今回変更】

【現在の提供期間】 【延長後の提供期間】
当初6か月（最長12か月まで） ⇒ 当初6か月（**最長24か月まで**）

(3) 使用料・保証金

使用料は、対象住宅における住宅使用料の最低額に相当する額（裏面のとおり）とし、使用開始日までに当月・翌月分の使用料を納付していただきます。

また、保証金は徴収しませんが、光熱水費、共益費等は各自で負担していただきます。

※ 重度の障害のある方がいる世帯等は、申請により使用料の2分の1を減額します。

3 申込受付期間（土・日・祝日、年末年始を除く）【今回変更】

【現在の受付期間】 【延長後の受付期間】
令和2年5月1日（金）から 令和2年5月1日（金）から
令和3年3月31日（水）まで ⇒ **令和4年3月31日（木）まで**

※ 受付時間は、各日とも午前9時から午後5時までです。

4 お問合せ先

横浜市建築局市営住宅課管理係 045-671-2923

5 その他

- (1) 部屋には、網戸、カーテンレール、鏡、インターホン、換気扇、エアコン、ガスコンロ、湯沸かし器等の設備が備わっていませんので、必要な方は、各自で取り付けていただきます。
- (2) ペット飼育禁止等、入居にあたっては市営住宅のルールを順守していただきます。

■ 対象住宅（計 50 戸）※ 1

区	住 宅（主たる所在地）	間取り	予定使用料(円) ※ 2
港南	市営野庭住宅 （野庭町 635 番地）	3 D K	19,300～22,800
旭	市営川井本町住宅 （川井本町 57 番地の 8）	3 D K	37,100～39,200
緑	市営谷津田原ハイツ （北八朔町 1641 番地の 8）	3 D K	28,700～33,900
	市営上の原グリーンハイツ （長津田みなみ台七丁目 33 番地の 15）	3 D K	35,400
	市営十日市場ヒルタウン （十日市場町 1258 番地）	1 L D K～3 L D K	27,000～38,500
都筑	市営勝田住宅 （勝田町 266 番地の 1）	2 D K～3 D K	17,400～32,500
泉	市営上飯田住宅 （上飯田町 1331 番地）	2 K～2 D K	17,300～19,400
瀬谷	市営南台ハイツ （南台一丁目 3 番地の 1）	3 D K	30,500～32,900
	市営橋戸原ハイツ （橋戸一丁目 31 番地の 1）	3 D K	31,900～32,300

※ 1 既に提供している住戸も含んでいますが、状況に応じて、可能な範囲で戸数及び対象住宅を増やしていくことも検討します。

※ 2 使用料は、部屋の広さによって異なります。

お問合せ先
建築局市営住宅課長 吉原 秀典 Tel 045-671-2903